

可認物便郵種三第省信遞日六十二月二年一十三治明
行發日五十日一回二月每行發日五十月七年五十三治明

政教時報

號三十八第

論說

人生救濟の意義

(宗教形式の變遷)

(社説)

貧民兒童の慈善植民

(同上)

(慈善施品の「糾案」)

社會

◎大海の度量 ◎暑中休暇を利用せよ ◎風俗頗敗

◎歲費金屬說

見量の夏季植民等

(海外時事)

▲閑文字▼

雜錄

二十年前の大東洋學者

眞岡湛海

講究

獨逸新教々憲の沿革

池山榮吉

信界

佛弟子小傳

近角常觀

古今

チジツエンドルフ伯

待山生

▲教界捷報▼

チジツエンドルフ伯

待山生

宗教は人生に對する一大救濟の事實也、而して其精體や永久不變にして、其結果亦千古渝らずと雖、之か人生上に現はるゝ形式に至りては社會の趨勢と人心の推移とに從て幾多の變遷なくんばあるべからず。何んとなれば宗教は是れ正さに人生に對する救濟にして、其人生なるものは少くとも其形式に於て幾多の變遷あればなり。人生の形式既に變遷す、之に應する宗教の形式變遷なくして可ならむや。宗教形式の變遷吾人は寧ろ其必然の現象なることを信するものなり。

吾人は之を動物學者に聞く、軟體動物は其居住せる貝殻の形式如何によりて其動物の性質を知ることを得べしと、而して宗教亦然り宗教の形式が如何に時勢と推移して變遷せるかを知らむと欲せば、宗教の住居たる寺院會堂の建築を以て、見先づ性質を認知し得べき也。吾人之を西教の實例に徵するに之を明知する事を得べし。中古已後伽藍の建築を自擊するにゴシック式の高塔は盡々として林立し、彩色玻璃の窓を通じ来る、着色せる光線は人をして幽玄の境に遊ぶの想あら

人生救濟の意義

(宗教形式の變遷)

政 教 時 報

しめ、高崇なる鐘塔に張る香烟は哀婉なる音樂と調和して、恍惚として神明に交の感あらしむ、伽藍は實に禮拜を主とする建築にして、而して聽講室としては最も不適當なるものた

らずむばあらず、宗教改革已後に至りて宗教の事一に内心の確信によりて一身を統御する人生の事件にして、外界の感觸によりて情操の満足を買ふを主とせざるに至れり。此に於儀式禮拜の事廢れて、説教教訓は寧ろ公共禮拜の要點となり、教會は聽講室となるに至れり、かくして改革教會は單純なる集會場を以て伽藍に代ふるに至る。是蓋宗教狀態の變遷を暗示するものにあらずや。今世紀の初に至りて組制的教會 [Institutional church] なるもの起り來りて教會建築の新式を促し、過去數世紀間の集會場より一步を進めたること恰も嘗て集會堂が伽藍より一步を進めたるが如し。是抑々教會なるものが其役目を異にし、從て其方法を一變したるものたらずむはあらず。此組制的教會なるものは勿論聽講室を存せり、然れども單に是のみを以て全構造を獨占するものにあらず。社交的生活のために談話室あり、智力及殖産の訓諭の爲めに讀書室、教授室、職工室あり。殊に著しきは體育保養の爲めに體操、游泳、沐浴、投球等の設備を有するに至れり、是實に社會的意味を宗教の上に加へ來りたる結果たらずむはあらざる也。此の如く儀式禮拜、説教教訓、社會改善三者其目的を異にするに從ひ、宗教の形式を異にするに至れ

大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して各自の信念を確立し、國民の道德を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、公認教制度を調査する事。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作らしめ又社交を融和せしむる事。
- 八、積極の方針を取り、實業道德を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。
- 十一、殖民傳道を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其惑化を暫く世界に光被せしむる策を講する事。

り、然らば何が故にかく目的を異にし来るか、是即ち宗教が救濟せんとする人生其物が既に變化を來せばなり。而して吾人は時世の變遷に伴ひて、宗教の形式に改良を施すべき必要を感じるもの也、故に吾人は宗教が此の如く變化を來したる社會的原因を論して亦我佛教が將來探るべき方針に資する處あらむとす。

十六世紀宗教改革の起りたるや、羅馬教會の腐敗に飽きたる人心に向て、生ける信仰か光明を發揮し來りたるが、大原因たること言ふ迄もなし。されど其形式の改革に至りては大に社會的原因の存するを見る。中世封建制度は瓦解して漸次新しき社會、團體を生し、遂に中央に集權して、歐洲現時列強の國家的勢力の基礎を形作りし時代にして、既に大勢として各國獨立の宗教組織を欲するの時世たりし也。加るに古文學の復興は教會の内外に向て新らしき光を送りて、宗教の教理及び組織に於て幾多の疑義と濫用とを見し來るに於てをや。ルーテルの信仰はたしかに燎原の一黠火たりしに相違なし、然れども既に獨逸各地の諸侯は既に勢力を集中し、羅馬權威の下にあらざりし也。カルゼンはたしかにゲンフの政教を掌握せり、然れども瑞西の天地は既に自由の思想を孕みて自治の精神を發揮せり。宗教改革時代の社會的原因は既に人の知る所、特に吾人が詳説を要せざるべし。

進みて十七世紀の末十八世紀の初めに當りて獨逸及び英國

を生し、相競て貿易に殖民に其競爭益激しく、社會は舊時の靜安を許さるに至れり。此に於てや此等の人生、此等の社會に向て救濟の質を擧げむとするや、事實的、社會的ならざる可からざる所以のもの固より其所也。而して十九世紀に至りて此の如き殖產工業及び勞働組織上に於ける問題は益々其極に達し、火花を散らすに至れり。此に於てや、宗教界亦面目を一變し、諸種の社會救濟方法の講ぜらるゝ所以也。是組制的教會、Institutional church 宗派上の組織的、社會改良運動Organized denominational effort for social betterment 等の大に盛なる所以也、其詳細に至りては他日再び紹介するの機あらむ。

之を要するに宗教が今や正さに社會的救濟の使命を擔ふて二十世紀の征途に上る、是實に大勢也。我國維新以後の社會的變遷は宗教改革以後の機運は一時に漲り來りたるの概あり、北海の寒風一たび春風雪融くるの候に至らば、梅櫻桃李一時に花開きて前後の區別なしと、我國の社會亦之に酷似するも非ずむは決して力強き動機たる能はざる也。殊に佛教の社會なかるべけむや。最後に一言す可るものあり曰く他なし、此等諸種の社會的改善の運動なるもの、信仰の根源より流出するに對する理想は平和と同化とを第一義とするもの、若し實行施設をして之に伴はしめはたしかに西洋各國に於て基督教

に於て相類似せる二個の運動起りて宗教界の氣風を一新せり。乃ち獨の敬虔主義と英のメソヂスト運動是なり、前者はスペークル及びランケは其運動の中心にして、從來の如く單に理想一途を以て神學を論し、乾燥無味に陥るの弊を脱して、社會上に幾多の施設をなし、ハルレーにランケンハウスなる組織を作り、孤兒院あり、小學あり、中學あり、女學校あり、傳道學校あり、百般の慈善事業を經營し、信仰を事實的に顯現せり。而して其極チノチエンドルフ伯に至りては、新しき社會、團體を生し、遂に中央に集權して、歐洲現時列強の國家的勢力の基礎を形作りし時代にして、既に大勢として各國獨立の宗教組織を欲するの時世たりし也。是より英米の宗教的社會運動亦盛也。

此の如く十七八世紀の交社會的傾向を生し來りたるもの、決して偶然にあらざる也。當時は正さに農業經濟は一變して殖產工業の經濟と一變し、諸種の器械は發明せられ、勞働の方法に於て著しき變化を來たし、都府の人口一時に増殖して、社會の面目頓に一變せり。殊に一般の人心、貨殖の一方に向ひて、一國家の利益は必ず他の國家の不利益なりとの如き經濟思想に慈善に總て社會改良の點に於て一生面を開けり。是より英米の宗教的社會運動亦盛也。

近頃諸種の慈善事業勃興する中に於て、我國にありて最も新趣向にして効果を收め且つ興味の深きは、それ彼の勝地清遊の慈善旅行なる哉。昨年始めて『時事新報社』によりて計畫せられ、可憐なる貧民兒童の一隊を率ゐて江の島、鎌倉或は日光等の山紫水明の地に逍遙せしめ愉快々快々の裡、幾多の教訓を與へ、幾多の感化を及ぼしたるや知るべからず。この天然の美、自然の景が彼等兒童の小なる頭腦に如何なる跡痕を印せしかを知らずと雖、彼等が成人の後人格上至大なる影響をうくることの甚だ大なるべきを信ず。去は名は單純なる慈

貧民兒童の慈善旅行

(慈善旅行の一新案)

由來山水明媚の地に向て旅行を企るが如きは、紳士富豪の徒にあらざれば、詩人騒客の輩なりとす。是を以て山光水色の風景を擅むにするは、主として此等の徒輩に屬するもの如し、江山豈彼等の專有物ならむや。

近頃諸種の慈善事業勃興する中に於て、我國にありて最も新趣向にして効果を收め且つ興味の深きは、それ彼の勝地清遊の慈善旅行なる哉。昨年始めて『時事新報社』によりて計畫せられ、可憐なる貧民兒童の一隊を率ゐて江の島、鎌倉或は日光等の山紫水明の地に逍遙せしめ愉快々快々の裡、幾多の教訓を與へ、幾多の感化を及ぼしたるや知るべからず。この天然の美、自然の景が彼等兒童の小なる頭腦に如何なる跡痕を

印せしかを知らずと雖、彼等が成人の後人格上至大なる影響をうくることの甚だ大なるべきを信ず。去は名は單純なる慈

善旅行に過ぎざれども、教育上の効果はながく没すべからざるなり。最もこの種の慈善旅行は体育を主とするよりは、寧ろ児童の智識開發即ち智育に傾くものゝ如し、これ旅行の一隊は健全なる児童によりて組織せらるるを以て也。吾人は智育に傾くを以て之を排するにあらず、益々此種の慈善事業を獎勵せんと欲するものなり。然れども貧民の状態を察し來れば種類同くして尙一層適切なる事業の泰西各國に行はれつゝあるを見る、そは貧民児童の夏季植民是なり。其實植民と稱するも海濱或は山間の勝地の一定の土地を擇ひて病児若くは體質孱弱なるものを二週間乃至四週間収容するに過ぎず。勿論永久の移住にあらざる也。慈善の方法としては最も簡単にして最も善良なる仕組なるを以て、今や歐米各國到る處慈善植树事業の計畫を見ざるはなし。『時事新報社』の慈善旅行も此の植民事業より案出したる方法ならむ。

抑々貧民児童なるものは父兄の生活窮困を極むるより、漸く長して七八歳に至れば早くも勞働に服し、糊口の手助をなすものすくなからず。元來發育十分ならざる児童を驅りて終日劇烈なる勞働に服せしめたる結果、多少の病氣を發生せざるもの殆ど稀なり。僅に其日々の細き生活を支ふる貧民の事なれば、もとより醫藥の十分なる筈なく、看護等の手當すら殆ど望むべからず、搗て加ふるに平素營養不十分なるを以て、初めは輕症なるものも漸々大患に罹り、遂に一命をも

棄ることは吾人の厭々目撃する所なり、あはれむべきは彼貧民なるかな、児童なる哉。

是を以て夏季に於ける慈善植民の組織、起りこのあはれむべき児女の輩は此の處に收養せられなば、一家の苦痛を忘れ、天然の美、清鮮の氣を呼吸して始めて健康舊に復するを得ん。而してこれが組織、方法並に沿革を畧述して一は参考に資し、一は我國の有志諸君が著實なる方法によりて此種の事業に從事せられんことを望む。

沿革

此夏期植民の起原は一千八百七十六年七月瑞西チユリヒの牧師ビオンなるもの始めて以上の目的を以て夏期植民を企て男兒三十四人、女兒三十人を率ゐ、男女の教師之に附隨して二週間或山間に避暑したるに起因す。後二年を経て獨乙フルンクフルトのドクトル、ペレントラップなるものあり、九十七人の男女を集め、之を八組に分ちて、一組毎に教師を附して監督の任に當らしめ、オルデンワルトの篤々たる森林に向て植民を企てたり。又ハンブルヒの慈善學校協會も之に倣ふて、夏期に至れば地方に向て年々植民事業を實行し得ながらざる効果を奏せり。かくして各國到る處此事業を見るに至れり。

而して獨逸にては一千八百八十五年に至りて遂に各植民地の組合若は該事業の代表者は互に集會して中央會議を開き設けられたる。

左に少しく之を示さん。

獨乙にて一千八百八十五年より一千八百九十七年の間に組合の數七十七より百四十八の多きに上れり。而して保護を受けたる児童の數は一千八百九十年より同九十七年迄七年間に二萬五百八十六人より二萬八千七百七十四人に及ぶ。其出費は四十四萬五千七百九十三マルクより(一マルク凡五十錢)七十九萬八千四百七十九マルクと云ふ殆ど二倍の多額に上りぬ。諸児童の健康は著しく回復し血液は良好となり、體重の如きは、平均二キログラム即ち七百目餘を増加するに至れりと云ふ。以て如何に此事業の有効なるかを知るに足らむ。

以上は歐洲の例證を擧げ來りしが、吾人の此事業の實行方法に對する考案も前條の方法と大差なし、たゞ茲に一二の所思を述べて不足を補はんと欲す。

一、此事業を起さんとせば、團体を組織せざるべからず、又は既成の慈善團体に於て行ふも可なり、更に個人として之を企つるもまた妨げざる也。

一、年齢は八歳より十四歳迄を可とせむ。

一、時季は敢て夏季に限らざるも可ならむ。

但し児童の大部分は就學にあるを以て、暑中休業は即ち夏季植民に最も適當ならむ。

一、可成收養所を建築するを可とす。最も初めより完全を期せざれば寺院或は旅宿を借りて之に充るも可なり。

一、煩鎖なる統計を示すは吾人の本意にあらざれども、この事業が如何に歐米各國に行はれつゝあるかを知るに足るを以て

一、收養所は可成的組合が建築して自炊的にする事。

一、児童一人に付二枚の衣服と二枚の襦袢とを與ふる事。

一、兩親より多少出費せしむるを可とす。

一、多量の牛乳を與へ時々体重を檢する事。

一、児童の選擇は可成通學者に限る事。

一、最重病者は森林の近邊に相當の保養所を設けて之に送る事。

一、稍重病者は温泉又は海水浴場に送る事。

一、最重要病者は森林の近邊に相當の保養所を設けて之に送る事。

一、二十五人毎に一人の監督者を付する事。

一、児童の選擇は可成通學者に限る事。

一、児童一人に付二枚の衣服と二枚の襦袢とを與ふる事。

一、兩親より多少出費せしむるを可とす。

一、收養所は可成的組合が建築して自炊的にする事。

以上大略に過ぎず、一千八百八十八年、チユリヒにて夏期植民の萬國會議を開きしが、決議の結果殆ど同一なり。

統計

又或民家に児童を托するも一方法ならむ。

一、小學校と聯絡を通ずること、而して児童の選擇は團体の各小區割の委員之に任すること勿論なるも、特に學校教師は常に注意を怠らざる事。

一、監督者は教師、宗教家を用る事。

一、衛生上の事に關しては醫師の指揮を受くべき事。

一、児童の遊戲に關しては適當の方法を設けて倦怠の念を生ぜしめざることに注意をとる事、但放任の結果惡習慣に陥らざる事に勉めざるべからず。

一、智育よりは体育と共に、德育の發達を計らざるべからず、最も之を導くには宗教々育を施すを以て可とせむことを切望す。

以上掲ぐる所實行方法として僅に其一端に過ぎず。要は眞摯なる實行者の出で來らむことを俟つのみ。日本はげに世界の樂園也。到處名區勝地天然の美備はらざるはなし。江山豊富豪一輩の專有物ならむや。顧くは可憐なる児童の爲にも、山水色風光絶佳の地を相して、茲に收養所を設け、稚心にしう邪氣なき彼貧童の爲め一掬の涙を濺く志士仁人の出で來らむ。

社會

大海の度量

人各主義あり、而も眇たる一小主義に躊躇して、偏見を抱き固陋を持し、彼を排し此を斥け、磨擦の爲に勢力を消耗するが如き、言語同調と云はざるべからず。みよ、大海の水、滔々として一は北に流れ、一は南に走る。而も古往今來、未だ曾て衝突、背戻せざるにあらずや。大海の水、よく其分を守りて溢ることなし、况や宇宙微妙の眞理の大道に於てをや。然るに今の宗教家は親しく手を握りて事を共にするを欲せず、互に城府を設け、鴻渠を築き、其相容れざる水火の如し。何ぞそれ迂なる哉。

暑中休暇を利用せよ

都下幾萬の學生諸氏、今や、三伏の熱、紅薑の菴を辭して、歸省、慈親の膝下に侍し團樂の快樂をとるものあり。或は高山に攀ぢ大澤を涉り、悠々青山綠水を友とするものあり。學生夏季の行樂何物か之に若かむ。これ普通學生にありては最も適當なる避暑方法たり。然れども宗教學生は此の際暑中休暇を利用して、大に活動を試み、他日社會に出づる地盤を固めざるべからず。竹蔭の影、清風の裡徒に午睡を貪るが如き宗教學生の本務にあらざる也。乃ち諸君は郷里の年少子弟を

集めて宗教々育に力を盡されむことを望む。諸君か實際的經營上大なる經驗を積むのみならず、他日宗教的施設をなすに於て便利を得ること、益し明白なり。宗教々育は近き將來に於ける大問題にして、これ吾人の特に諸君の手を下されんことを望む所以也。

風俗の頽敗

近來風俗の頽敗何ぞそれ甚しきや、姉妹四人を妻妾として恬として耻ぢざる、半禽半獸のあさましき敗徳漢あり。而も其身分たるや、相當の地位を有し相當の資産を有し、所謂紳士と稱せらるゝものなりと云ふ。此惡習なぐく俗をなすに至らば、日本道徳の將來は果して如何になり行くべきか。殊に注意を拂ふべきは、現に某核に籍を有する女學生にして吾人の筆にだにするを耻る行為をなして、其筋に拘引せられたるもの數名ありとさく。

厭俗の頽敗も茲に至て殆ど極まれりといふべし。浮薄なる女子教育の結果現今の趨勢を來したるにあらざるか、女子教育的根本に向て治療を加えざれば病毒は漸々社會に蔓延するに至らむ。敢て教育家并に社會改良家の一考を促す。

歲費全廢說

論するものあり、歲費全廢を一の條件とし、以て今年の總選舉に打て出てむとする候補者に對して之を試むべしと。言々奇矯なりと雖、現今の腐敗せる政界を救濟する良藥た

りと云ふべし。

政府は法を設けて嚴肅に之を勵行せんとするも、候補者の競争愈々劇甚となるに從ひ、いましき投票の賣買なるものが盛に行はるるは既往に微して明白なり。昨今傳ふる所によれば東京府下の如き一票六圓の高價を以買收に奔走しつゝあらじといふ。地方の如きも一票一圓位の相場を以て賣買の行はるゝことは殆ど疑を容れざる所なり。

曾て歲費增加の議、議場に上りし時、議員の品格を高むるを以て其理由としたる所なりき。八百圓の當時と二千圓の現時と議員の品位何れか劣れりや。何れか優れるとせむ。これ解答を要する迄もなき事なり。寧ろ歲費全廢は議員の品格を保つに於て一服の清涼劑たるにあらざるか。今日の代議士は國家の代議士にあらずして歲費を目的とする代議士なり、之あるが爲に競争し、之あるか爲に不正を行ひ、之あるか爲に買收を試むるなり、畢竟歲費は彼を誘惑に導く魔物たるに過ぎず。きく、總選舉に際して些の運動なく、些の競争もなくして、議員に選出せらるゝもの僅に三五人に過ぎずといふ、他は皆不正手段によりて僥倖なる當選を得るもの也。政界は如斯議員を以て充たさる、豈腐敗せざらんと欲するも得べけんや。總選舉期日將に眼前に迫り來りぬ、選舉民諸君、希くは歲費全廢を條件として候補者諸君に試みよ、それ如何なる結果を生すべきか。

海外時事

◎伯林夏期植民協會 伯林には小兒の夏期植民を目的としてゐる會が十数ありある。其内で一番大きい伯林夏期植民協會の年報が此間發行された。

之に依ると、前年度に於て支出した費用が十二万九千五百三十九馬克(約七万圓)世話をした小供の數が三千七百九人である。其の中二千五百五十九人は六十五箇所の全植民地(山野、海邊)に送り、千百五十人は二十三箇所の半植民地(伯林近郊)で介抱した。それから勉強で品行の良い、男女の小学生徒各十五名は、別々に各一名の男教師、女教師に導かれて、瑞四の山野を跋涉したろうだ。小供を植民地に遣てもらひたいといふ申請の數は一萬以上に上り、之を審査するには二百三十四の委員会二百二十七の団体とが非常に骨を折て、僅の間に調べ上たそうだ。

◎カーネギーと黒人教會 聖米利加の富豪カーネギーが好んで人に語る所として、近刊のケルン新聞が左の珍談を傳へた。カーネギーは未だ當て黒人の教會をのぞいたとはなかつたが、ジエオルジアの或る小さい町へ行なき、とある黒人教會に入て見た。やがて御説教がすむと例の集金がはじまつた。順々に廻はず皿の中に參詣人の志がチヤラン／＼と響いた。而して、一番終の椅子に腰掛けてゐたカーネギーの背になつたとき、彼は百圓札を一枚ソーグト其の皿の上に投せた。すると老牧師は例に依て集金の結果を報告して、「諸君よ、吾人をして神に謝し、併せて此の札の眞ならんとを神に祈らしめよ」といつた。而して、カーネギーは其祈祷のまた終らないうちに其場を立去つた。

◎ビューローと在外獨逸學校 在ルーマニヤ獨逸學校協會の會長ドクトルフランツ、ショミットといふ人が獨逸帝國宰相ビューロー伯に宛てて左の書翰を出した。

千五百二年五月一日
今日こゝに開會せるルーマニヤ獨逸學校協會第一回總會は閣下に對し謹んで左の件に付き御願をなし御賛助を仰ぐ

ビューロー伯は之に對して左の返書を送つた

千八百九十二年五月十五日
ベルリン

前署は在外國の獨逸學校のことは常々殊に心にかけてゐる。此件に付ては犠牲を辦てざる愛國心の發動の結果、從來既漸に小なる始より起て大なる効を致したとは固より疑ふべきでない。が、在外獨逸學校をして益々健全なる發展を遂げしめ、以て其の遠く本國を離れた地に於て獨逸の言語、獨逸の主義を維持し獎進せんとする高尚なる目的を達せしめんには、尙幾多の爲すべき事も残て居る。ドーナリ下流の獨逸學校協會が熱心此事に従ひ、其希望を申込めた事は私甚だ感謝に堪へない所である。就中其第一の希望たる、帝國は在外獨逸學校中の手簿のものに一層有力の保護を與ふべしといふとは私の最も賛成する所である。如何に私がこの財政上の保護を必要視するかは、夫の千八百八十九年度の豫算に於て帝國在外學校獎勵資金が十五萬馬克より三十萬馬克に倍加したのは即私の發議に本いたのであるといふとに依て明瞭に證據立てらるゝにもの。其後私は前年度の豫算に於て更に此資金を増額しやうとしたが、是は否決されてしまつた。尤も是は單に一般の財政の狀況からさうなつたので、保護の必要がないからといふわけではなかつたのである。私は此次には適當の方法に依て一層多大の金額が前掲の目的に供せられんことを希望する。若も是に由てルーマニヤから起つた要請に副ふとが出来るやうになつたならば、それは私に取て誠に喜ばしいとであらう。爾餘の御希望も私の考ふる所では大に傾聽すべしと思ふ。後署の如きふ。詳細の點は後日報道するが出來やうとねどもふ。

◎獨逸各邦新教々會聯合問題 獨逸新教々會會議は今年も例に依てアイセナハに開かれたが、去る五月三十一日全會一致を以て獨逸各邦新教々會の共同事件に關して聯合すべきを決議し其案を作らんが爲め十三名の委員会を定めた

閑文

▲大谷會 去る八日上野精養軒に於て、新法主が東上せられたのを機會として、臨時に大谷會が開かれた。南條、清澤の先輩をはじめとして彼此卅餘人の出席者があつて、なかく盛會であつた。開會の趣旨やら、挨拶をすむと一同フオーリヤ、ナイフをとりて皆が無言の行をはじめた、無作法の喰ひ方には驚く斗りたか、南條博士と池山待山君の二人は流石に場所慣れた丈あつて甘いものであつた、中にはナイフでフオーリクの代表させた人もあつて、唇が怪我するかと思ふて、ひや／＼したハイカラもあつたそうである。

食事かすむとすぐに席を改めて座談かはしまつた、齊藤不老仙は理事本末論を持出し中々氣焰を吐いた、武田監獄は専門的の犯罪論鹿瓜らもやつた、きっと伊太利の犯罪學者か出て來ると思ふてゐたら果して出て來た、次に近角旭村君は例の音調で宗教形式變遷論をやつたのが、抑も導火線となつて談話に花がさいてなが／＼面白かつた。

なかにも吉田賢龍君の如きは重き口調で、時勢に相應した宗教形式は今後大に必要になつてくるに相違ないことを述べられた。それからろれへと面白き話が出て満場俄に春色を呈した、いつもながら罪もなき議論に花の咲くのが大谷會の特色であらぶと思はれる。旭村君に西洋各國宗教の儀式の質問ぞしきり同氏は觀察の要點を述べられたが委しい事は本

一、在外國獨逸學校保護を目的とする現在の帝國在外學校獎勵金三十萬馬克(十五萬圓)を少くとも六十萬馬克(三十萬圓)に増額すること

二、帝國の保護を受くる在外國學校に奉職する獨逸教師の服務期間は之を本國に於ける在官年數に加算すること

三、外務省中に帝國在外學校局を設けて在外國獨逸學校事件を管掌せしむる

二十年前の東洋學者

真岡 澄海

此七月十六日は二十年前になくなられた日本の東洋學者の命日である。私は何故に今此人の事を思ひ出したのであるか。二十年以前と二十年以後の今日と我日本に於ける東洋學の進歩があまりに遅々たる様に思はれて、三十一年歳二ヶ月といふ若い年で研究の途中に死なれた此一人の青年佛教徒に對していかにも耻しい様にあるから。日本の佛教徒諸君と共に此入を想ひ出して相共に奮勵したいと思ふのである。

此記憶す。べき一人の東洋學者は誰であらうか。眞宗大谷派の人は、すぐに思ひ出されるであらうが、恐く外の宗旨の人や、又は世間の學者からも忘られて居るであらう、實に明治十六年七月十六日といふ日は、我日本の東洋學前途の發達のためには一大障礙を與へた日であつて、無常の風は笠原研壽といふ有爲の學者を遂に他界の人としてしまうたのである。遺すところは「アネクドータ、ヲキゾニエヌシア」の中の法集名數經(ダルマ、サングラハ)の出版に名を止めたばかりで、遺憾此上もなきことである。

年後の今日に於ても、尙佛教徒諸君の一讀を煩はしたい、今其一節を此に掲げましよう。

近日佛入スター、スラス、シユリヤン氏の書を覽ると得、讀んで甚だ感ずるとあり、一二語を左に譯して歐人の學に勉むるの一班を見んとす。

「余が支那語に熟したる後に第一に着手すべきは態と「サンスクリット」を學び初むることなりき。故に余は此學に身を委ねたり、これは差當り難解の文字を解し去らん爲のみにあらず。若し我企成りたらば、支那佛僧の記したる印度記を譯し、或は通じて三藏の翻したる支那譯佛經を讀まん爲なりき、又云、余が「サンスクリット」學に身を委ぬるとんとしたるにあらず、又決して印度學者といふ稱號を欲したるにあらず、余は唯相成るべくは支那字を以て記したる梵語を解する便覽を後に世に示さんと欲せしのみなりき」、「シユリヤン」は佛徒に非ず、佛書を學ぶは自身の爲に非ず又之を讀んで破斥を加へんとしたるに非ず、歐州人の支那佛書を讀むに當り一困難は支那字を以て梵語を寫せるものこれなり、此困難を除き、且つ法顯玄奘等の印度記を譯せんとて、そのために支那語を學び初めたり、支那語を學ぶは歐州人に取りては至難の學なりき、然るにシユリヤンは之を仕遂げ、次に「サンスクリット」を學びたるは外の目的

あるにあらず、只支那譯佛書を解するとの明かならんとを要したるのみなり……此の如くにして「シユリヤン」は十六ヶ年の星霜を経て、梵漢佛語字典成れりといふ、勉めたりといふべし、人或はシユリヤンの不急の小事に十六年を費したるの痴を笑はん、然れども鄙生の如き其勉強に感じ、世其事業の我徒に鴻益あるを謝するの外なく、而して此事業の我輩佛徒の手に成らざりしを耻づるのみ、彼が肺病を起すまで勉強したのは、此刺激が強かつたためである、彼は確にシユリヤンの根氣強いのに感奮して遂に其命を終るに至つたのである、されば此一節を讀むものは深く氏に同情を寄せて、願くは氏の言に聞く所あつて頂きたい、「マクス、ミニラ」の文庫殆んど一萬巻も我大學圖書館に入ると、なつた今日であるから、假令斯學の研究は今尙進んで居ないにもせよ、其研究の便を得たことに於ては、實に從前の比でないでありますから、日本の佛教徒が空しく此等有益なる書物を高閣に束ねて置くようなどなく、どしそく研究の歩を進めて、此一青年の志を繼いで頂かんとを切望するのである、ウエブスターは五十歳以後に十七箇國の國語を學びドライデンは六十三歳にしてイリアッドの翻譯を始めたといふ位であるから、今の青年にして一たび此熱心を喚起し來つたならば、左程の困難ではなかろうと思ふ是に付ては、再びホデソノ氏のとを一言、言はねばならぬ

南條博士が其後、氏の遺稿を集めて、笠原造文集と題して出来るのである。笠原氏が日本に歸つてから、熱海で病を養ふて居る時、當時尙英國に止まりて勉學中であつた南條博士の許へ送られた手紙ほど、世に悲惨なるものがあろうか。ケ闕ルハ遺憾ナリ、御序モアラバ、曲橋ニテ一寸御寫取被下ベ至極幸ヒナリ、巴里本ノFol 23 Aナリ、右ノ寫本ハ生ニ幾分カ肺病ヲ與ヘタリ、依テ其紀念ニ完全ナラシメオキ度ナリ、定メテ君、曲橋へ御越ノコトモアルベシ、御序モアラバ御願申上候。

私は未だ此の如く、熱心にして眞面目に、其眞情を吐露した手紙を讀んだことがない、實に言々肺病より出で、俱舍註一枚の紛失を遺憾に思ふた笠原氏の容貌を眼前に見る様で、唯悲嘆の涙に咽ぶばかりである。氏に取ては此勉學が病の基であつて、其一枚の紛失は、百萬圓の財産を失ふたよりも強く遺憾に思はれたに違ない、嗚呼滔々たる日本の學者中、氏の如き熱心を以て勉むるもののが果して幾人あろうか、『ダルマ、サングラハ』を繙くものは幾たびか此一事を恵出さねばならぬのである。

明治十四年一月英國牛津より送つた佛教學徒將來の方針と題する一篇の如きは一層切實なるものであるから、二十余年

此人は佛教文學の研究に付て非常に力のあつた人であるけれども、其當時は殆んど無名の一學者で、當時の社會人名辭書にだも其名を發見するとの出來なかつた位であつた。そうである。しかしながら、今日ではニボトルの文學を紹介した人として誰も知らぬものはない。ニボトル及西藏の言語、文學及宗教に關する氏の論文を集めた一書を開いて見まするに、氏が千八百二十一年ニボトルに行きましてから、何とかして佛教に關する知識を得たいと云ふ熱心から、或は人を出して書籍をさがしたり、種々の困難を経て研究しましたが、氏自らも其論文中に言ふて居る通り、多くの時間と忍耐との力が全くの徒勞でなく、多くの經卷の原本を發見して、其ロンドン亞細亞協會の書庫に送つたものが、方廣大莊嚴經、法華經、無量壽經、金光明最勝王經、十地經等七十九部に止りました。しかも彼は初め一箇の商人に過ぎなかつたのである。西人の忍耐の強いとは今更いふ迄もないとあるが、ホダンソといひ、ユーリアンといひ朝れも感嘆の外はない。笠原氏が此等の事實を見聞して、殘念に思ひ、血を吐くに至る迄勉學したのも無理のないことである。有名なるビュルヌフの如きもホデソンより佛教の原本を得て研究を始め、遂には法華經をフランス語に譯するに至つた、法華經はクアンの英譯まで出來てある位で、邦人の東洋學に對する責任を盡して居ないとは、實に愧ぢて死なねばならぬ様に思ふ。

ならば彼の名は、今日の如く偉大なるものでなかつたろうと思ふ、ルートルのルートルたるところは、彼が聖書の獨逸譯を新にして此不朽なるものを獨乙人にのこしたとではなかろうか、此聖書のために獨乙の文體は統一せられ、獨乙の文學は漸く振興の機運を開き、獨乙人の思想は間接に統一せられてしもうたのである、獨乙の今日ある又彼の一聖書に負ふる所なしとする斷言出来ぬ様である、私は常に此の如く思ふて居る、ビスマルク以前に遡ると殆んど三百五十年、獨乙は既に一人の精神上のビスマルクを持って居たのである。

嗚呼、フルトブルヒ城中に於ける一年間の譯經事業はいかに彼の信仰と事業に確乎たる基礎を與へたであろうか、實に想像するも羨しきほどである「信仰によりてのみ義とせらる」といふ福音はルートルの生涯活動の中心であつたに違いないが、其希伯來語と希臘語の聖書を味ふたとき、神秘的なあるけれども、其幾多の感化を蒙つて益々其信仰を温めたであろう、必以て信心「爲能入」は又我佛教徒の常に服膺して居るところであるけれども、其聖典を讀むに當て更に、印度、西藏等の原本に遡て之を拜讀したならば、基督教徒のそれに於けるよりも尙一層、熱い誠を捧げて深き感じを得ると、信ずる、私は笠原研壽氏と一面の識もなきものであるが、其學、其德、皆是れ信仰より溢れて居る様に思はれて、若し此人があつたならば、我國の佛教徒は聖典を拜讀して之を味ふ點に於て、も

つと進歩する事が出來て、國民信仰の上にも尙多くの助けとなつたであろうと思ふ、此に世の人々と共に今日より満十九年前に前途有爲の才を抱きて空しく彼の世の人となつた越中礪波郡城端驛の一青年を追想して、相共に奮闘しようと思ふのである、讀者諸君は二十年前の日本と今日とを比較するに至りて、皆私しと同様の感に堪えないのであると思ふ。

今日世間では宗教改革の呼び聲が盛んで、雜誌屋の店頭にも、某博士の宗教改革案など一夜づくりの思ひ付も折々、目に觸る様であるが、我々は先づ此聖典研究の上に我々の信仰を作るべき大根柢を置いてもらいたい様に思ふ、そうしてそれが單に學究的でなくして、どうか宗教的であつてほしいものである、試みに基督教の上に就て考へて見ましても、若しルートルにして單に法王に反対したといふばかりであつたらぬ。

今年世間では宗教改革の呼び聲が盛んで、雜誌屋の店頭にも、某博士の宗教改革案など一夜づくりの思ひ付も折々、目に触る様であるが、我々は先づ此聖典研究の上に我々の信仰を作るべき大根柢を置いてもらいたい様に思ふ、そうしてそれが單に學究的でなくして、どうか宗教的であつてほしいものである、試みに基督教の上に就て考へて見ましても、若しルートルにして單に法王に反対したといふばかりであつたらぬ。

去年今日哭禹翁。今年今夜祭研公。恩師長友奔我逝。悽然坐覺心事空。一事無成塘瀕死。十有九年夢忽々。

明治壬申始相逢。西京東京亦相從。雲漢萬里携手去。弟兄之情道氣濃。兄死弟存感無極。十九年後拜遺容。

形影多年一雙々。要興楚學建法幢。英京佛都寫古籍。聚頭牛津勘書窓。一朝二聖齊去。法鼎獨力不可扛。

整整三年與君俱。刻苦窮經費工夫。讀書忘外謝俗客。不關世人呼爲迂。禹翁慧眼能看破。夫子有謂固不虛。

一本難支大履頃。日度歲淵空難回。三十年後譯佛語。信風齋牙苦不才。不苦邦僧傳真意。一喝直使心眼開。

一去飄然絕人蹤。天外書生如水毀。龍城牛津擇師友。獨都佛京博見聞。輕車肥馬爾爲爾。長日忘食寫梵文。

依道其慈不如研。學界到處頹聲傳。姓是笠原名研壽。馬翁爲作文一篇。英京時

報々天下。無人不知研公賢。

萍俗汗下水滔々。君獨峭直格調高。時月裁書論時弊。身在天外心劬勞。爲法之

情山嶽重。轉視形體如滔毛。

君之於我意偏厚。郵書賤寄天一方。十月之間廿六度。讀來無不斷我腸。最後片

信發病院。未經二旬其人亡。

團榮一夜促康談。研公之傳我能諳。南溟萬里携手渡。千年古書共討探。交情終

始如兄弟。不妨衆口呼笠南。

殊に新教諸國に在ては、國君が其の國內の新教々會の主長となつて、恰も舊教々會に於ける教主の如き地位を占めたので、元來不理屈千萬の話なので、所謂君主治教權を基礎として、新教々憲(教會憲法の義)の完成されるや否や、直ちに起つた問題は、教會主長としての君主の地位、かんげんして新教々憲の本質如何といふことであつた。所謂教監主義は、元來不理解諸國に比し、一段と明確なる形式に於て國教制が實現された。

抑々教會が俗界の主長を戴いて、己の主長と仰ぐといふことは、元來不理解諸國に比し、一段と明確なる形式に於て國教制が實現された。

國教會が俗界の主長を戴いて、己の主長と仰ぐといふことは、元來不理解諸國に比し、一段と明確なる形式に於て國教制が實現された。

講究

獨逸新教々憲の沿革

(教會主長として君主の地位)

池山榮吉
國家と教會との關係の形式を大別すると、兩者の致一制と分離制の二つになる。更に致一制を大別すると、所謂國教制と教國制の二つになる。教國制とは、教會が總ての權力を源泉となつて、國家の上に立て教俗兩界を統治する有様をいふので、其の正反對が即國教制である。中世は、大体この教國制が行はれた時代であつた。併し其の最も旺盛を極めたのは、第十二、三世紀で、第十四、五世紀に至ては、教主の威勢がやうやく下火になると同時に、國君の權力がだんく頭を擡げて來た。而して第十六世紀の宗教改革は、とうとう教國制の根底を破碎して、一轉して國教制の時代を開いた。

當り、一定の制限を守らなければならぬといふとある。即ち君主は教監の權利を委任されたものであるから、勝手に之を行使してはならない。治教權行使の爲めには、格段なる教會的機關(教務所、視教)を設けて之に當らしめ、俗界的(國家的)機關をして之に與らしめてはならない。君主自身と雖も其教會的機關に屬する事件(教義及び懲戒)を自から裁斷する様なことがあつてはならないといふとてあつた。從て君主はたゞ教監の空名を有するに止まり、畢竟、教務所の議決になつた。併し此説は夫の帝國立法(宗教平和條例)を以て君主治教權の唯一の源泉としたので、其根據が如何にも薄弱であつた。『何人も己れの有せざる權利を他人に譲渡すとを得ず』といふ法律上の原則は直ちに此説に適用され、幾くもなく、本來教監の權を有て居ない帝國から、君主は治教權を受取るべき筈がないといふとが看破されたので、こゝに譲渡説の代りに回復説が現はれた。

回復説はライキンギングの主唱した説で、其大要をいふと、教會の内には、治者(君主)、教職(教師)、家父(信徒)といふ三の身分があつて、教會權力に關し各特別の任務を有てゐる。即、教職は靈聖的問題に就て判断を下し、治者は此

草時代に於ける、教會組織に關する考の、最終の表示と見て差支ない。

教監主義といふ名義は如何して起つたかといふと、此説を主張する者は、千五百五十五年アウグスブルクで開いた帝國々會の議定に係る、宗教平和條例に於て、『新教諸侯に對しては、其既に定めたる、若くは將來定めんとする、宗教、信仰、教師の任命、教會の慣例、規則及び儀式に關し、宗教の終局の融和に至る迄、教監の指揮監督の權を延期す』とある規定に基づき、君主は舊教々監の權利を承繼した者であると説明するに原因したのである。而してこの承繼の意義を如何に解すべきやに就て、教監主義は更に譲渡説と回復説といふ二つの反對説に分れた。

譲渡説はステファンの主唱した所で、之に依ると、君主が舊教々監の權利を承繼したのは、從來無いものを新たに得たので、且其の得た所の權利も、猶ほ未だ自分ではなく、當分の間(宗教の終局の融和に至る迄)帝國より委託されたのに過ぎないといふので、是からして君主の地位に關し二つの結論を生じた。其第一は、君主は君主の權(國權)と教監の權(治教權)とを具有し、一人にして君主と教監との資格を兼ねるものであるが、其治教權は、本來君權とは全く別物であつて、此中に包含されて居るのではない、偶然之に附加されたのに過ぎないといふと。第二は、君主は其治教權を行ふに

當り、一定の制限を守らなければならぬといふとある。即ち君主は教監の權利を委任されたものであるから、勝手に之を行使してはならない。治教權行使の爲めには、格段なる教會的機關(教務所、視教)を設けて之に當らしめ、俗界的(國家的)機關をして之に與らしめてはならない。君主自身と雖も其教會的機關に屬する事件(教義及び懲戒)を自から裁斷する様なことがあつてはならないといふとてあつた。從て君主はたゞ教監の空名を有するに止まり、畢竟、教務所の議決になつた。併し此説は夫の帝國立法(宗教平和條例)を以て君主治教權の唯一の源泉としたので、其根據が如何にも薄弱であつた。『何人も己れの有せざる權利を他人に譲渡すとを得ず』といふ法律上の原則は直ちに此説に適用され、幾くもなく、本來教監の權を有て居ない帝國から、君主は治教權を受取るべき筈がないといふとが看破されたので、こゝに譲渡説の代りに回復説が現はれた。

回復説はライキンギングの主唱した説で、其大要をいふと、教會の内には、治者(君主)、教職(教師)、家父(信徒)といふ三の身分があつて、教會權力に關し各特別の任務を有てゐる。即、教職は靈聖的問題に就て判断を下し、治者は此に對して協賛の權を行ふと云役割になつて居る。而して君主

主が教會内に於て、治者の地位に坐る所以は、君主は獨り人と人との關係（俗界的方面）を定める神の命令の遵奉されると注意する義務あるのみならず、人と神との關係（宗教的方面）を定める神の命令の正しく保持されるに向つても責任を有するからで、君主治教權は此責任より直接に生ずる當然の結果である。從て夫の帝國立法は君主をして將來教監に代て治教權を行はしめたが、君主は是に由て新に權利を取得したのではない、本來自己に歸屬すべき權利を回復したに過ぎないといふのである。斯の如く回復説は君主治教權の因て生ずる原因に就て、大に譲渡説と見解を異にしてゐるが、實際の結論に至ては二者殆んど其跡を一にした。

治教權と君權（國權）とは、全然別物であるといふ譲渡説の結論は、回復説の立論からも矢張生ずるのである。何故かといへば、君主が治教權を有するのは、俗界（國家）の主長としてではなく、教會の一員として有するので、而して教會の一員たる君主に治教權の歸する所以は、當時の新教徒の考へる所では（國權主義の初段參看）、君主は基督教界（國家及び教會を包含む）に於ける命令權の唯一の主持者であるからである。されば治教權は君權（國權）と共に、此の命令權の一部であつて、君權の主持者は即命令權の主持者、而して命令權の主持者は又治教權の主持者であるから、君權と治教權とは、必然的に關聯はしそるもの（此點は譲渡説と違う）二者孰

ほんとうに革新さるゝの止むなきに至つた。

國 権 主 義。（第十八世紀）

國家及び教會の本質に關する中古以來の觀念は、開明時代に至つて驟然一變した。今日では殆んど自明の理である所の、國家と教會とは全然別箇の組織体であるといふ考は、開明時代に於て始めて發揮されたので、其以前は國家も教會も、等しく神の制定に係る基督教界といふ一概念中に包含されて居つた換言すれば、基督教界の兩方面として世間的生活、靈聖的生活といふ考はあつても、未だ獨立の組織体としての國家といひ教會といふ概念が發達して居らなかつた。此考は宗教改革時代迄も矢張繼續してゐて、ルーテルの如きも、基督教界には、教權と俗權とあつて、前者は靈聖的に、後者は、法律的に、基督教界を支配すべく、神より定められたものとした。即當時はまだどこまでも基督教界といふ概念が考の單位となつてゐて、其中に就て國家といひ教會といふものを盡然と分離するとはなかつたのである。ところが開明時代となつてからは、個人といふものが凡ての考の本となつて、國家は個人の自内意思即契約に因て生じたものとなつた。從て國家は最早教會と協力して人類を神に導かん爲めに設置された神定の制度ではなくて、全く個人が自由に寄り集まつて持へたものとなつてしまつた。此考は總ての團體、從てまた教會にも推し及んで、教會も亦個人の契約に因て生したもの、即

れも他の一部を構成するものではないのである。それから君主は其治教權の行使に於て制限されて居るといふとも、矢張回復説の主張から直接に生ずる結果である。君主は教會に於て法律的權力を有する所で、君主は名のみの教監である。靈聖的權力（教權）は教會全體、既中主として教職の有する所で、君主はたゞ教職の決定を裁可し、之に強制的效力を與へるに過ぎない。されば君主は名のみの教監である。監督、教師の懲戒を行ふに就ても、一々教職の決定を待たなければならぬ。從て君主は教會的事件は之を俗界的事件と別にして、格段なる教會的機關をして處理せしめ、且つ其機關の役員中には必ず教職即神學家を加へなければならなかつた。

之を要するに教監主義は、舊教の教監組織を見本として、新教的教憲の組立を試みたりて、一面には君主治教權の權限を外的範圍に限て、教會の君主に對する自由を擔保したが、他の一面に於て、君主の強制的命令權と教職の靈聖的教權との結合を計つたため、其の結果、殆んど舊教の信仰教制と擇ぶ所なきに至り、教義の形式に拘泥して、眞の宗教的情を枯死せしむるの弊に陥つたので、終に實信主義、合理主義の反抗を喚起して、第十八世紀の所謂開明時代に於て、根

の自由組合であつて、此世に於ける神國として神の制つたものではない、たゞ同信の者が共同して禮拜を行はんが爲めに相集まつたものに過ぎないといふとになつた。夫の國權主義及び社團主義は孰れも此前提に基いて起つた説である。

國權主義はフーゴー、クロツシウスの國家學に基いて、トマシウスの主唱した所で、第十八世紀より第十九世紀の初にかけて勢力のあつた説である。此説に依ると、凡そ組合契約は其の如何なるものなるを問はず、國權に對して獨立なる權力を發生する力のないもので、組合員は其組合設立前に於て、業既に國家の臣民となつてゐたものだから設立後と雖も、個人としては勿論、組合員としても絕對的に國權に服従しなければならない。從て國家は單に組合權力に關して一定の監督權を有するに止まらず、組合權力其物の上に直接に處分權を有するものである。國權は總ての組合權を吸收するものである。治教權即教會權力に付ても亦然りといふのである。

さて教會權力の性質はといふと、教會が既に組合即世間的の團體であるから、其權力も亦爾餘の組合權力と同じく、純然たる世間的、法律的のものであるといふとになつた。既に其の性質が法律的のものであるとすれば、法律的權力はたゞ外的事項に付てのみ行はれ、宗教道德の範圍に及ぶべきでないから、教會は信仰及び教理に付て、何等の法律的權力を有

つべきものでない、其權力の及ぶ所は教會内に於ける風紀秩序等凡そ法律を以て規定し得べき事項に限るとなつた。然るに此の法律を以て規定し得べき事項とは、即是れ國權行動の範圍に入るべきものなので、今や國家は教會の外的事件、換言すれば治教權の範圍に屬する總ての件に付て、自から其權を行ふとが出来るとなつた。從て君主が治教權を行ふのは二様の資格を有するためではない、單に君主として然るのと且つ其權たるや國權と違ふものではなく、其一部であるといふことになつた。而して君主が教會主席長たる地位を占めるのは、其の果して當該教會に屬するや否やに關係しないと、なつた。教監主義に依れば、君主は教會を治めるに、法律的力が君主の法律的權力と並び行はれたのが、國權主義に於ては、信仰教理に關する靈聖的權力といふものが全く消滅してしまつた。

以上の所說より當然生ずる結論は、第一、治教權は外部の平和を維持するを以て其目的とし、國權の不可分的成分であつて、君主が教職任命、懲戒及び教會立法を行ふのは、畢竟國安擁護の爲めに外ならないと云ふことで。是からして又かに生ずる結論は、教會の役所と國家の役所とを區別する必要がない、否、教會の役所は即國家の役所、教會の役員は即國家の

教會の主席といふ二様の資格を具へてあるが、教會主席としての意味は、教會の教監といふのではない、いはゞ教會の頭取とか事務長とかいふに過ぎないといふのである。

之を要するに、社團主義の、國權主義、教監主義に對する特徴は、教會監督權(國權)と治教權(教會權力)とを區別する點にあるので、國家と教會とが一基督教界の兩面の生活を意味し、教會權力が教界命令權の一部であつた間は(教監主義)、特に教會監督權といふ意義の考へられる餘地がなかつた。が教會が國內に於ける一の組合となり(國權主義)、且つ國家に對し獨立の權能を有するものとなつて(社團主義)、こゝに初めて教會權力に對して教會監督權が現はれたのである。而して此區別たるや、國家教會の關係より見れば、所謂分離制の一種式であるので、社團主義は此方面に於ても新局面を開展したものと謂ふべきである。

社團主義はアーフェンドルフの主張した說で、其起つたのは殆んど國權主義と同時であつた。併しその實際に適用さるに至つたのは、第十九世紀殊に其の中頃からで、其以前は國權主義が行はれて居たのである。以下社團主義より生ずる結論と實際の規定とに依り、現時に於ける君主治教權即教會主席としての君主の地位を説明するとなしやう。

君主は今日でも教憲の規定に依り治教權を有してゐる。但し其治教權は、教憲上國權に附從してゐるので、國權の一部

役員であるといふで、君主は其治教權を行ふに際し、教務所をして之に當らしめやうが、他の國家官廳をして之に當らしめやうが、全く自分の勝手といふとなつた。加之、教監主義では、神學家の意見が君主を拘束する力があつたのが今では單に君主の参考となるに過ぎないで、それさへ聞かうと聞くまいと君主の考一つといふとなつてしまつた。

社團主義 (第十九世紀)

國權主義も教會を組合と認むる點に於て、既に社團主義の考を包羅して居る。併し國權主義は組合權力を國家の自由處分に委するに反し、社團主義は組合自由を以て其の原則とする點に於て兩者の主張は全く相反するので。社會主義に依ると、組合權力は組合に屬して、國家はたゞ組合監督權を有するに過ぎないといふのである。從て教會權力は宗教組合即教會に屬し、國家は教會監督權を有するに止まり、而して此の教會監督權は、一般の組合監督權と同じく、國權の一部を成すもので、教會内の事件を規律する教會權力とは全く別物であるといふとなつた。然るに君主が依然として新教々會主義の地位を占め所謂君主治教權を有する所以は何うであるかといふと、これは社團主義の大に説明に窮する所で、其辯解に依ると治教權は國家と教會との所謂暗黙の契約に因て君主に歸したのである、而して其の君主治教權は縱令君主の手中に在るも、國權とは別なものである、從て君主は國家の元首、

とはなつてゐない。で、君主は國權の外、更に教會權力を持て居る。從て國家の元首たる資格の外、更に教會の主席たる資格を兼ねて居る。是を以て治教の機關は、君主の機關には違ひないが、性質上教會の機關であつて、國家の機關でない。君主治教權の靈聖的、教監的權力ではなくて、法律的警察的權力であるとは、當初以來毫も變らない。教會役員の中には、治教的職務に從事する者(治教職)と、靈聖的職務に從事するものとあつて、どちらも君主の任命する所であるが、前者は君主の機關で、後者は然うでない點に於て二者其性質を異にしてゐる。何故教職は君主の機關でないかといふと、教法を説き、聖式を施すとは、もと君主の權限外である、即ち教職の權能は君主治教權より導かれたものでないからである。君主の教旨(信條)に對する關係は、恰も教職に對する關係と同じく、教旨を變更し、補充し、新設するとは全く君主の權限に入つてゐない、教監主義の時代に在ては、君主は教職の決定したる教理を裁可し、之に法律的效力を與へたことをあつたが、國權主義社團主義の世となつて、教職の教會の力が消滅してからは、君主はまだ教理立法の權を持たないことをなつた。併しこれに付き大に注意すべきは、教理立法はたゞ將來に向つて廢止されたので、從前の教理立法即法律を以て定められた教理は猶ほ其の效力を保有してゐることである。其結果、教職は今日と雖も、第十六、七

(二) 世紀に於ける法定の教旨に對して、遵奉の義務を有してゐる。從て教職は此點に關係し、猶ほ君主治教權の監督を免がれない。今一つ注意すべきは、君主は教旨の內容を増減することは出來ないが、其の一部に付て法律上の效力を取去ることは此限でない、即君主治教權は教旨に對し、積極的の力はないが、消極的の力を持て居るといふことである。君主の權限は即ち其の治教機關の權限である。前來屢々述べた如く、教監主義の治教機關は靈聖的事項に付て、君主の權限外の權能を持つて居たが、現時の治教機關は純ら君主の治教權を行使する機關であるから、其權能は君主の權限以外に亘らないとは勿論である。が、現時の治教機關に關し注意すべきは、社團主義が行はれて教會の性質が一變した結果、更に一種の治教機關が増設されたことである（尤も是はルーテル派に限ることで、カルヴァン派では、當初から此種の機關が併はつて居た）。其次第をいふと、國權主義も社團主義も、教會を組合と認めめる點に於ては、一致したが、前者は教會を以て國家の機關とするに反し、後者は教會を以て特權ある公法上の法人として、自から其事務を處理する權、即、所謂自治權を有する社團と認めた。そこで教會が一の自治体であるといふところからして、こゝに教團代議の制が起つて來た。即總教務會に對しては總教務會、州教務所に對しては州教務會、縣教務所に對しては縣教務會といふものが出來て、君主

佛弟子小傳

前編

卷

近角常觀

唵三寶に歸命す○唵吉祥なる一切の諸覺者と諸覺有情とに歸命す○十方無邊無限の世界に安住したまへる過去未來現在の一切の諸覺者と諸覺有情と諸聖者と諸聲聞と諸獨覺とに歸命す○無量光に歸命す○不可思議功德内我者に歸命す

牟尼よ、仁者、勝者、無量光に歸命す、而して我は仁者
の哀愍に由て樂有へ徃かむ。黃金を以て輝やける林ある
樂有へ、諸の善逝の子を以て莊嚴せられたる。意を悅ば
しむる處へ、第一の名譽あり、智慧ある仁者の歸依處へ。
多き摩尼珠寶の滿ちたる彼處へ徃かむ。

是は大經梵文開卷窮頭にある歸敬文と頌文とである、南條師の譯によりて之を拜讀し、如何にも難有ゆゑ、謹て茲に掲げた
次第である。師は梵文和譯と支那五譯、即ち（漢）無量清淨平等覺經、（吳）阿彌陀三耶三佛蘇樓佛檀迦度人道經（大阿彌陀經）、
(魏)無量壽經、(唐)大寶積經卷十七無量壽如來會第五、(宋)太乘無量壽莊嚴經、の五本とを對照された貴重なる書物を貸し

治教權の行使に參與すると、乍つた。夫の新機關とは即此教務會のとて、これは俗人と教師から成立してみて、其性質は他の治教機と同じである。以上を以て君主治教權の性質を説明した、新教々憲の大體の骨組は之に依て零窺ひしるが出来る、其の詳細の規定は更に後日を待て紹介すると、やう、終に臨んで贈一ひとつ注意すべきは、近時迄於ける獨逸各邦新教々會聯合運動のことで、將來若し之れが實地の上に多少の效果を收むる事があるならば、其成功的程度に應じて、新數々憲の上に不即影響を及ぼすとあらぶ。

之を要するに君主治教權は其初め教監主義の形取於て現はれ、爾來國權主義社團主義の時代を通じて、常に新教々憲の骨子として存續したものである。が、社團主義の立場から見ると、何故に國家の元首たる君主が此權を有するかは、理上殆んど解答すべからざる疑問である。夫の暗黙の契約に基くといふ如きは、開明時代の説明で、固より今日に行はるべきものでない。で、今日君主が教會主長の地位にあるは歴史上の事實の單純なる繼續と見るの外はない。それにも拘はらず今目猶ほ此事實の容易に變改さるべくも見へないのは何故であらふか。其原因は固より一にして足らしいなが、治教權を教職の管掌に委するを好まざる新教的精神と、國家教會相互に生ずる實際上の便益と、國家及び新教々會の對舊教策上の必要とは要するに其重なもので、是等の關係の變更せざる以上は、豫見し得べき將來に於て、君主治教權の撤去されるとはあり得べからざるとい思はれる。

て下さつた。是は師か艱難辛苦の結果である、之が爲めに經文を味ふ上に新しき光りと多くの便利を得ることが出来る、深く師の好意を謝るのである。

講釋をするのではない、唯拜讀しつゝ信仰上の所感を披瀝する迄のことである。されど私は澤山ある經文の隨一として之を讀むのではなく、佛教全體の上から、宗教としての眞髓を絞り上げたものが此經文であると云ふ考である。故に苟も此經文を拜讀する人は、佛教の眞面目は何れに在るか、救濟の要點は何處に存するかが、明らかにならねばならぬ次第である。適切に言へば今迄佛教を知らなんだ人でも、之によつて容易に佛教の精神を擡むことが出来ねばならぬ。

然るに、今迄佛教を知らぬ人ならば、佛陀といふ概念がない、佛陀の概念を形作るには、先づ釋迦佛を知らねばならぬ孔子を知らずして、佛教を了解すべからず。ゾロアスターを知らずして波斯教を了解すべからず、マホメットを知らずしてマホメット教を了解すべからず。基督教を知らずして基督教を了解すべからざる如く、釋尊を知らずしては佛教を了解することが出來ぬ。然るに幸にも此經文中、平生我々が拜讀することがある。勿論菩薩一般に共通なる資格として記載してあれど、釋尊の傳たることは事實である、故に之に就きて釋尊の

傳を味ふことが出来る。所が、一應形式的に人の傳記を見たところで、中々其人格を知ることは出来ぬ。全体人格を知るには其特徴を知らねばならぬ、然るに釋尊の如き高大圓満なる人格に至りては頗る想像し難い。故に釋尊を釋尊自身に於てのみ知るよりは、他の色々の人格との關係に於て知る方がよい。即ち釋尊が各佛弟子に對して行はせられたる事蹟によりて、幾分か之を伺ふことが出来る。言を換へて言はゞ、佛弟子の人格が色々ある故、之に對する釋尊の態度によりて釋尊の人格があらはれてくる。而して何れの佛弟子も釋尊の感化を受けたるものなれば、結局は佛陀の人格か持ち分かれて又佛弟子の上にあらはれてあるとも言はれる。夫故、佛陀を知らむとするには佛弟子を知らねはならぬこととなる。

然るに此經文の初めに佛陀說法の會座に與つた人々の中、著しき佛弟子の名が列してある。故に此等の人の小傳を作つてみよと思ふ、夫に就きて注意をして置かねばならぬことがある。抑々佛弟子の事蹟は廣く諸經文中に散在してある故に、詳細に取調ふるには一々夫に當らねばならぬ。加之、其澤山の材料の中には後人の竄入もありて、犀利なる歷史的眼光を以て選擇を試ねはならぬ。此等の事は一朝一夕の事にあらざれば、今主とする所は各佛弟子の人格を示す點にある。抑々佛陀に十六羅漢若くは十大弟子あること、恰も孔子に十哲あり、耶蘇に十二の使徒あるが如く、何れも一種の材幹を

(三二) 政 教 時 報

は、出家の當時道を求めて遂に感服の出來なかつた阿羅遷、鬱多迦を尋ねたも見當らぬ。直ちに自分と同様に苦行を修し、今猶苦行を以て得道唯一の方法なりと誤解して、枯木死灰の様になつて居る此五人の人々を憐み之を救ふために、ペナレスの方に向て進み行かれた。此時道で、ウツバカなる人に遇はれたるに、彼は驚きて何が故にかく悦ばしき容貌をなせるかを尋ねた。すると、佛は答へて曰はるゝには我は凡てを服從し、凡てに通じ、一黠の垢穢なく、最高者となれり、勝利者となれり、我世界の闇を破らむが爲めに、ペナレスに向ふと語られたとあるが、如何にも天地に溢るゝ歡喜の情が想像せられる。

此時五人は遙かに釋尊の來らるゝをみて、沙門瞿曇が来たが、彼は懈怠の人である、禪定を喪つたものである、墮落者である、穢れたるものである、我等は彼を敬すべからず、彼を禮すべからず、彼を迎ふべからず、彼に安座を與ふべからずと互に相談をした。然るに釋尊が漸々近づくに從ふて相共に座に安んずる能はず、暫ひに違ふて起上りたき心持がする。恰も鳥が鐵網中にあるとき大火ありて網を熱すれば、鳥安住する能はず、飛はんと欲し、跳んと欲するが如き有様である。遂に釋尊の近くに從ひ皆覺えず起上り、或は座を設くるあり、或は水を持ち来るあり、或は足を洗ふあり。猪尋ねるには、長老瞿曇、身色皮膚快好清淨にして面目圓満

具へ常に其長所を發揮して居る。成るべく其點を明らかにして佛陀との關係を見出すのが、今小傳を作る目的である。尊者了本際、尊者正願、尊者正語、尊者大號、尊者仁賢、こけ阿若多憍陳如、Aṇḍuṭṭe Kaumālinya 等の五比丘のことである、抑此五人は釋尊か王宮を出て、山に入り賜ひたるとき其様子を觀察し、保護するが爲めに、釋尊に從て、同しく修行をした人々にして、從者中の最も忠實なるものである。釋尊か苦行を修して肉落ち骨鎔はるゝ苦勞をせられたるとき、身神を快復せられたるを目撃して、瞿曇、墮落せりとなし、釋尊を捨て去つた人々である。瞿曇如は佛弟子中に於て梵行第一とあるが、如何にも餘程の實行家とみえる、即ち意志同様に苦行を修した人々である。後釋尊か苦行の解脱の爲めに益なきを悟り、難陀婆羅なる牧女の捧ぐる乳糜を受けられ尊か苦行を修して肉落ち骨鎔はるゝ苦勞をせられたるとき、身神を快復せられたるを目撲して、瞿曇、墮落せりとなし、釋尊を捨て去つた人々である。瞿曇如は佛弟子中に於て梵行第一とあるが、如何にも餘程の實行家とみえる、即ち意志の強き、主義の人とみえる。而して佛陀が之に對する態度を味ふべきである。

釋尊は益々孤身其信する所の中庸の方法を以て、健全に修行靜座に着手せられ、遂に降魔成道をせられたるとき、釋尊は滿面の笑をたゞして、所謂諸根悅豫の容貌にて、殆むど皆ふるに物なき有様である。此時佛陀は多年の憂鬱と苦痛とを一时に脱却して、大安慰の天地に出でられたるものゆゑ、一切の苦める者、憂ふる者、惱める者をみて同情慈悲の念に堪へず、直ちに救濟に着手せられた。先づ第一に想ひ起されたるゝ。

釋尊は出家の人は二者の極端を避くべきことを教へられた、即ち一方には世上の快樂に耽り、卑下なる、凡俗なる、愚魯なる利益なき行を避くべく。又一方には苦行に陥り自ら苦しみ、亦愚魯なる利益なき行を避くべきことを教へられた。而して眞正なる修行、眞正なる得道は此兩極端を避け、健全なる秩序正しき方法、即ち中庸の道を以て進むべきことを教へられた。即八正聖道である、八聖道とは廣き意味で云へば適切なる實行法である。即ち正しき意見、正しき決心、正しき言語、正しき事業、正しき生命、正しき訓練、正しき思念、正しき凝心である。勿論此時の說法は四諦の法門である、曰く生は苦也、老は苦也、病は苦也、死は苦也、我が嫌ふところと合するは苦也、我愛する所と離るゝは苦也、我欲する物を獲ざるは苦也、我愛する所と離るゝは苦也、我欲する物を獲ざるは苦也、五蘊に着するは苦也、饑渴と慾望とを全く滅さば是即ち苦を滅する也と。而して此滅を得るの道として八聖道を説かれたのである。實に四諦十二因縁の法

基督敎團の目覺しき働は大に世人の注目を惹き一方に同信の者の聽てると同時に一方には多くの敵が現れて、四面より攻撃の聲が追々に高まつてきた、正信主義の徒は勿論實信主義の輩ですらチンツェンドルフはまだ心の内で懺悔の戰をした人でない、從て大悟徹底の境を経ないから眞の信仰を得た基督教徒と云はれないと云ひ出した、此批評は太く彼の心を衝たもので、彼は暫くの間は大に憂愁して果して左様のものであるか如何か聖書に就て研究した、しかし研究すればする程幼時より主に引つけられた彼は縱令一時に開悟するとはなくとも尙其の神の子たるを得べきと發見して漸々安心したといふのである、千七百三十四年彼はストラーレズンドで有名なるルーテル派神學者の前にて制規の試験を経て公然身を教

チントン・ドルフ伯

道て神佛二教の講義所説教所の類に對しては本文に依り御取計可然此段申添候也
◎講習會の一束 大日本教佛青年會の講習會は去る十三日叢老に開
會式を舉げたり◎開四佛教青年會にては廿日より和歌の浦に於て聞く山◎越前南
越同志會にては来る八月一日より一週間米協浦に於て齋藤唯信師を聴して講演を
聞く由

勵精業に努めずして可ならんや一派教育の前途諸子に俟つもの頗る多し余深

式を舉行したるに、新法主臨場せられ、左の訓示も則讀せられたり。茲に本日をトして眞宗大學及び教導講習員卒業證書授與の式を舉行するに當聊ひ所懐を述べて卒業者諸子に告ぐ。

抑々宗門教育の本旨は真材を育成して布教に資せんとするにあり諸子は今學卒りて之より事に従はんとす諸子の任量輕しとせんや。惟ふに世俗の風潮は急激に起き志操の傾向は月に疵劣を示す方に是れ教化の策を要する秋にあらずや諸子克く此間に介立して先づ自己の心身を純清ならし健正ならしめ決して四圍の爲めに犯されず障害の爲めに撓まず至誠道に殉勵精業に努めずして可ならんや一派教育の前途諸子に俟つもの頗る多し余深

かいつひきの問題の實相を明確に解説する。而して爾後大乘佛教に至りて幾多の積極的解決である。此八聖道は廣義に於て如何なる場合にも適用が出来るが、此八聖道は廣義に於て如何なる場合にも適用が出来る。現時吾々が佛陀を信仰する上からの實行法とも見做される。是釋尊が實行家の憍陳如等に賜はりたる適切な實踐的教訓である。

卷之三

四百一

があるが、此八聖道は廣義に於て如何なる場合にも適用がある。而して爾後大乘佛教に至りて幾多の積極的解決である。現時吾々が佛陀を信仰する上からの實行法とも見做される。是釋尊が實行家の惣陳如等に賜はりたる適なる實踐的教訓である。

◎日蓮宗の新聞計畫　日蓮宗及び顯本法華宗の宗族十四舎は、宗擴張上新聞の必要を感じて春を期し、府下に於て一新聞を發行し、同宗に關する雜誌類を同新聞に合併すといふ

◎東洋宗教大會　さきつ頃印度に遊び、又は清國に航したる織田宗節は印度教の高僧と計りて東洋諸國の佛教系統を聯合して、一大研究會を開くことを企てた。

	人	數	本年一月よ り五月まで	創業	計
區別	別	入院せ られたるもの を興へたる の慈善會へ送 たるもの	二二	二九	四三
二	務を興へたる の慈善會へ送 たるもの	一八	六七	八七	
三	福田會へ入院せ たるもの	一	一	一	
四	慈善會へ引渡し たるもの	二	四	四	
五	京感化院へ入 院せしめられたる者	一	一	一	
六	福田會へ入院せ たるもの	一	一	一	
七	京感化院へ入 院せしめられたる者	一	一	一	
八	福田會へ入院せ たるもの	一	一	一	
九	京感化院へ入 院せしめられたる者	一	一	一	
十	福田會へ入院せ たるもの	一	一	一	

◎高輪佛教大學及中學の紹擾		同學にては學期試験全廢の義に さ過日來紛擾を極めたりし、教員うれしく調停する所あり双方圓滑に治まり りきいふ、可賀ことなり。	
區	別	人數	創業 本年一月より 五月まで より 二九 四三
教育院へ入院せ たるもの	務を與へたる もの	一	一一
済善會へ送 たるもの	京感化院へ入 院せしめたる者 のもの	一	一八
福田會へ入院せ たるもの	新宿警察署へ引渡し せしもの	一	六七
金銭難せしもの	計	一	八七
	二五六	一、四三四	一、七五五
	二	一、四七二	一、八五八
	二六四	三、五九五	三、四四八
	一〇	一〇	一〇
◎講義所説教の無税	耶蘇教諸派にて市内各所に設けある講義所等 神佛二教以外の宗教と雖も明治廿二年内務省令第四十一號に依り地方長官許 可を受け奉ら宗敎直接の用に供する土地家屋營造物に對しては自今市稅を賦課 せざる様御取計相成度候		

師の籍に置いたか彼の敵は尙其鉾を收めないのみならず。貴族までが彼の行動は同族の体面を汚すものであると攻撃した。そしてザクセン政府は千七百三十六年檢察使を遣して教團の事情を取調べさせたが、まだ其復命のないうちチノンツェンドルフに對して追放の命令を發した。これは恐く塊國政府が自分の國民なる多くのベーメン人を引寄せたのを心憎く思てザクセン政府を教唆したものであらふとの事である。

チノンツェンドルフが追放の命令に接したのは、丁度彼が和蘭に旅行してゐるときであつたが彼は從容として「私は是から巡禮として世界に主のとを説きまはらなければならないのだから少なくとも向ふ二十年の間はヘルンフォートに歸るとは出来ない」といつたさうで此言は實際事實になつたのである。

爾來彼はイセンブルの貴族の好意に依て彼の妻と一隊の兄弟姉妹と共にワッテローに住しこゝに所謂巡禮教團を形成して歐羅巴諸國から亞米利加の方迄も巡遊して布教傳道に盡瘁した。今其道行のあらましをいふと千七百三十六年の夏、彼は露西亞の東海諸所を巡回し歸途(翌年)伯林にて元と古べメン兄弟團の教監で當時は王室附説教師たるヤブロンスキヨリ該團教監たる資格を相承け、翌三十八年再び伯林に至り、ろれよりセントトマス島に航して傳道の状況を視察し、一旦ワッテローに歸て千七百四十一年英國からまた北米に航し教團を新設したり、印度人に傳道などして、四十三年に

アッテローに歸で同年未再び露西亞に旅し、翌年ショーレーラエソンを通じてまたアッテローに歸て來た。チンツェンドルフが是等の大旅行に於てした仕事は固より難多であるが、とりわけ彼の骨折たとは各地に於ける兄弟教團の統一といふことであつた、で、此間屢々總會が開かれたが就中千七百四十一年にロンドンに開いた總會は最も著しいもので、此會に於て教團は所謂特別の結」といふことに依て基督を直接に其長と仰ぐとの神の子の寄合であるといふ當初より教團の持てゐた考から起たのである、從來は一人の總長老といふものがあつて、それが各地教團の連絡を計てゐたのが特別の結が成立してからは、基督自身が萬事を統督して呉れるとなつたので、其下に一の會議の府を設けて教團の通常事務を取扱はしめ、重要のとは凡て神の言に依て基督の意志を探り之に從て行ひ、感知し且神間に依て其決議が確められたとき其席にありし者は皆聖靈に満たされたといふことで之を各地の教團に通知した、十一月二十三日といふ日は今でも紀念祭日となつて居る。

チンツェンドルフの追放時代は兄弟教團の最も擴張された時であつたが、また最も危險の多い時で、此間に於て世間の

報

墓はフードベルヒの山腹なる教團の墓地に在て其表には「彼は實を持來すべく定められてありし而して其實は今も尙と、まれり」としてある、然り彼は誠に實を持來したものである。彼の作った兄弟教團は現今に於て約三萬五千の團員より立ち、現存の新教傳道會社中最古のものとして四大洲上二十一の異りたる地方に於て百五十有餘ヶ所の傳道署を設けて十萬の異教信徒を有してゐる。即異教信徒と團員との比例は約三に對する一である、これは實に他に比類のない成功であつて堂々たる大教會を遙か後に擡ぎたる者がある、併し彼の功績はかかる統計を以て數へるとが出来る部分に存するのではない、當時の萎靡せる教界に實際の摸範を示して一大刺激を與へた點にあるのである、夫のウェスレー開悟の一件の如き以て他を推すとが出来る、後年第十九世紀の新教に會々新方向を指示したショライエルマッヘルの如きも、よろしい、此意味に於て彼は「教會内に於ける小教會」の理想を實現してまだ遺憾なしとみても過言でない、史家が彼を評して「エスレー」と相駿んで第十八世紀の教會史上の大立物とするのは能く其當を得たるものとおもはれる。(完結)

批難攻撃は始んと其極に達した、しかし其批難攻撃は全く火なき煙ではなくて誤解説題嘲侮を招くべき材料は教團自身に於ていくらも提供したのである、夫の特別の結なども其一とつでまたこの教團で最初から教職の任命傳道師の派遣婚姻等の種を持いた、其一二をいふと彼は三位一体を夫婦と小供に見えて、聖靈は神父の配で母の役を勤めるものと解した、また、基督は人間直接の父であつて、神は世間でいふ眞とか祖父とかいふものに過ぎないといふ説を立てた。それから婚姻に關しては婦の本來の配を基督で夫は基督の代理者に過ぎない、而して子を捨へるのは即基督の仕事をするとであつて婚姻は眞の聖式であると主張した。此の如き見解からして一時は教團内に於てやゝ猥褻に渡るやうな讚美歌やら極めて陽氣な祭やが行はれて誠に危ふいとであつたが、後にはチンツェンドルフも大に反省してその餘りに突飛なりしを悔ひ全力を擧げて矯弊の道を講じたので、やうやく教團の存続を全ふする事が出來た。

彼の追放の解かれたのは千七百四十七年であつたが彼は茲に歸省せんとも母す尙諸方を旅行し殊に四十九年より五十五年迄に重に英國に止まつた五十五年再びヘルソントに歸りて來た、彼の死んだのは千七百六十年五月九日であつた彼の

▲動物虐待防止會 社會小觀

▲動物虐待防止會 去る六日夕外神田一ツ橋學士會に於て同會發起人の會合あり、來會者は大内青嶺、村上翠齋、湯本武比古、山縣龍三郎等十六名にして過去一月間に於ける會の活動今後の計畫等につきて報告談話あり、會の記章を定むる事、來九月報告書を發行する事、發起人の一人好木督が不日倫敦に赴くを以て同人に托して同地の防止會と聯絡を通ずる事等を議決したる由

▲郵便貯金の高 遷信省に於て簡便の方法を取りて、貯金の獎勵を爲したる以來、貯金者の數俄に増加し、内地は勿論臺灣を含む全國郵局にて、本年一月より今日まで取扱現存の貯金々高は、二千八百萬圓にして、今之を昨年取扱ひたる金高に比較すれば實に二百萬圓の増加を見ると。

▲金臂肉抉り犯人

去る三月麹町區内某少年の臂肉を抉り取り、無惨の兇行をなしたる犯人は一學生なりさて、嫌疑者として引致せらる、併し事實なるか否やは判明せずと云ふ、探偵の苦心想ふべき也。

▲飼犬の巨籍調 犬の中にも立役女形敵役など夫れぐの身分あること大芝居を見て知るべし、去れば近來市中に出没する狂犬は皆此敵役の住處にして、本年は其數夥だしく一昨年より三倍以上も増したれば警視廳にては往來の危險を避ける爲め、市中飼犬の戸籍を調べ無宿の犬は片端より撲殺して、狂犬亡び善大禁ふと云ふ大詰まで、退治する事なし、又假令飼犬たりとも外出させる時には、口綱又は口輪を締めて、人を咬み傷つくる事なきやう豫防する事に決したりと云へば、近日より着手するべし、今や惡犬世に蔓延り、適ばれお家の忠犬も卵なくして咎められ、或は非道の折檻に聲も立て得ぬ狂犬、庭の立木に縛りめられて、中將廻や浦里の穴を行く女形もあり、犬仲間にては孰れも愁歎の沙汰多いべれど、人の脛を咬る犬のみならず、親の脛を咬る放蕩息子にも、此口輪など最も妙なるべし。

以上「朝日新聞」に見ゆ筆の運びながらに面白し。

▲六七歳の少女 を舞妓に仕立て遊興の席に侍らしめて、醜行男子の玩弄物たらしむるは、酷なりて警視廳は昨今嚴重に取調中なりと、未だ東西を辨知せざる、可憐の少女をして、早くも惡風に感染せしむるに至りては、實に言語同断の事典なり。

▲萬朝の理想團

かねてより萬朝報社にては理想團をつくりて、うれ

同志を糾合し會員を募集挿して、非常に盛大に赴き来りし、今回理想團の

理想として、来る廿六日神田青年會に於て八月總選舉の議員の豫選會を開くと

一決し、左の如き意見書を發表せり、其一節を左に抄せん

集會して何を爲すや、單に理想より云へば高尚の方策あるべきも、今は眼前の

實行問題なり、高きに馳せて實際を遠ざる可からず、止を得ざるが爲に目下東

京市に候補者と名乗る人總体の中に、幾何か紳士らしく又は衆議院議員らし

い可しと認めらるゝ者數名を豫選せんと欲す、豫選して團員中に在る投票を

其の數名に集めんと欲す、是れが比較的に眞代議士を出す手切りなり、第一歩なり

▲足尾町幼稚園 は銅山を以て有名なる足尾町に設置せられたるも

にして、發起者は大田、山田、島田、奥田、林等の諸師なり、美學といふべし、趣

旨書の要點は如左

私共は敢て大學の増設を願ふものでもなければ中等の增加を欲する者でもない

寧ろ初等教育の繁榮を願ふ者である就中幼兒保育貧兒孤兒教育等の如きものを

盛大にすることには健全なる國民を形成すること云ふ點から見ても又社會改良とい

ふ點から見ても頗る緊要なことであらうと思ふ證に三つの心百までもと言ひ

ます、之れ大に私共の味ふべき證ではないからうか私共が街路を通行致ます際に

無教育な母親や子守が、幼兒に向ふて悪戯を教へ惡習慣を染めて居るのか自擧す

ること度々御座いますか斯かる無法な家庭や無教育な子守に依つて保育せら

れ悪感化を受けた幼兒は習ひ性となつて成人して猶其心を持つて居るといふの

ですから實に恐ろしいことあります云々

- 本書は著者が、活火炎をたる自家の信念を表白したるものにして、其説く所卑近に流れず、高遠に失せず、平易の裡、紛糾錯雜せる人生問題を捉へ來りてよく之を調理し、讀者をして戛然胸中秘奥の琴線に觸れしむるものあるを覺えしむ、苟も信仰の飢を叫ぶの士は、必ず一讀せられんことをすゝむ、
- 一、宗教的同朋。
- 二、活ける懺悔。
- 三、外柔にして、内剛なるべし。
- 四、聲をきくべし、光を見るべし。
- 五、我を捨てむと欲すれば捨つる能はず。
- 六、佛の人格。
- 七、地を固く踏めされど常に歩を進めよ。
- 八、信界に於ける監獄。
- 九、詩的信仰は一種の懈慢界なり。
- 一〇、宗教心は最も健全なる常識に外ならず。
- 一一、因果應報は宗教的自覺なり。
- 一二、相對世界の真相。
- 一三、生きんが爲めに働くべからず、働くが爲に生くべし。
- 一四、佛陀を近きに求めよ。
- 一五、信念に修養は實際問題に如くなし。

文學士 清澤滿之師序
近角常觀君著

再 版

信 仰 の 節 涼

● 七 八 兩 月 日 曜 講 話 休 講

一金壺圓也 肥前 谷川理尙殿

右 本 會 基 本 金 の 中 へ 御 寄 附 被 下 候 段 講 て

茲 に 厚 意 を 謝 し 中 候

七 月

大日本佛教徒同盟會本部

發 行 所

大日本佛教徒同盟會出版部

東京本郷森川町一番地